

## R・I計器の取扱いについて（レンタル業者向け）

※表示付認証機器のみレンタルで取り扱うことを前提に抜粋で記載しています。

平成17年6月1日付けの放射線障害防止法（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）の改正により、R・Iを使用した計器を賃貸するには、次の要件を満たす必要があります。

\*介在する全ての仲介業者の必須条件です。非該当の業者が仲介に入ることは法令違反となります。

\*平成25年4月1日より、放射線障害防止法に基づく届出・申請の届出先が、文部科学省から原子力規制委員会に変更となりました。

\*令和5年5月1日より、製品に同封していたソフトウェアや取扱説明書が収録されたCD-ROMの添付を廃棄物削減の取り組みの一環として廃止いたします。お手数ではございますが、メーカーのHPよりダウンロードをお願いいたします。

ソイルアンドロックエンジニアリング(株)ホームページ [トップ](#)→[ダウンロード](#)

URL：<https://www.soilandrock.co.jp/downloads>

- ・原子力規制委員会への届出様式
- ・原子力規制委員会への届出記入例
- ・機器集荷依頼票
- ・R I 通信ソフト
- ・R I 通信ソフトの取扱説明書
- ・R I 通信ソフトの Windows ドライバ (ANDES、SRID、WARP-mini)
- ・各機種専用測定ソフト (COARA、PIRICA-S1、CONG-II)

### ①原子力規制委員会への届出

「放射性同位元素の賃貸業届」を原子力規制委員会に届け出ます。

（取り扱うR I 機器の種類も指定します。）

### ②第3種放射線取扱主任者

第3種放射線取扱主任者講習を受講し、修了試験に合格した者を選任し、「放射線取扱主任者選任届」を原子力規制委員会に届け出る。（賃貸業と販売業の兼任はできません。）

詳細は、原子力規制委員会のホームページをご確認ください。

原子力規制委員会 [http://www.nsr.go.jp/activity/ri\\_kisei/](http://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/)